

新 旧 対 照 表

(下線部分は改正部分)

独立行政法人住宅金融支援機構平成 27年度年度計画(抄)

改 正 後	改 正 前
<p>業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4. 入札及び契約の適正化</p> <p>(1) <u>調達等合理化計画(「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27年 5 月 25日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会の審議等を踏まえて毎年度策定するものをいう。以下同じ。)</u>に基づき、<u>調達の合理化</u>を着実に実施する。</p> <p>(2) <u>調達等合理化計画及び事業年度終了後に実施する自己評価の結果についてホームページ上で公表する。</u></p>	<p>業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4. 入札及び契約の適正化</p> <p>(1) <u>契約監視委員会における審議等を踏まえて策定した随意契約等見直し計画(平成 27年 6 月策定)</u>に基づき、<u>入札及び契約の適正化</u>を着実に実施する。</p> <p>(2) <u>随意契約の基準をホームページ上で公表する。また、国の基準も参照しつつ、一定額以上の契約についてもホームページ上で公表する。</u></p>